## GYOSEI & CO.

## これから日本のリース会計はどうなる?

## 公開草案等を基に今後の実務対応を考える

大阪国際ビルディング 17 階 1705 号室

大阪市中央区安土町2丁目3-13 (地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 17番出口より徒歩2分)

 $14:00 \sim 16:00$ 受付 13:30~

参加無料 定員96名(1社2名様まで)

[対象] 経理部門ご担当者

「内容 ]

「リースに関する会計基準(公開草案)」等に基づき、今後のリース会計が どう変わっていくのか、それを踏まえた実務対応と併せて考えます。

仰星監査法人 パートナー 公認会計士 岡田 健司 / Kenji Okada



~ 経歴 ~

公認会計士試験合格後、仰星監査法人大阪事務所に入所、2022年7月パートナー就任

~ 職歴 ~

- ◆ 建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多様な業種の法定監査に従事
- ◆ 地方公共団体、非営利団体に対するコンサルティングや監査に従事
- ◆ 企業や団体主催のときナー講師多数

申込方法

仰星監査法人 セミナー

検索、 もしくは 二次元バーコードよりお申込ください。

具業活動回

https://www.gyosei-grp.or.jp/topics/topics\_taxonomy/seminar/ 受付が完了しましたら自動返信メールが送信されますので、そちらのメールをご確認ください。

問合先

seminar-osaka@gyosei-grp.or.jp

06-6265-8461

仰星監査法人 大阪事務所 セミナー担当: 上木・大木(うえき・おおき)

## これから日本のリース会計はどうなる? 公開草案等を基に今後の実務対応を考える

拝啓 貴社ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

仰星監査法人主催の無料セミナーのご案内です。

今回は、現在公表されている「リースに関する会計基準(公開草案)」等を基にリースをテーマにしたセミナーを開催します。

「リースに関する会計基準(公開草案)」等が公表されましたが、これによって原則的に借手のリースについてはすべて資産および負債に計上することになります(いわゆる「使用権モデル」を採用)。本資料作成日現在(2024年4月中旬)においてはまだ会計基準の内容は確定していませんが、会計基準開発の経緯を踏まえますと使用権モデルに基づき借手がすべてのリースを資産および負債に計上しなければならないことは確実であると考えられます。会計基準の確定後適用までに一定の準備期間や経過措置が設けられるものと想定されますが、すべてのリースについて使用権モデルに基づき処理をするためには相当の準備が必要であると考えられます。

そこで、今回のセミナーでは、「リースに関する会計基準(公開草案)」等を基に今後我が国のリース基準がどのように変わるのか、また、これによって実務にどのような影響があるのかをわかりやすくご説明いたします。

なお、本セミナー開催日までに会計基準が確定した場合には可能な限り確定した内容に差し替えしたうえで、解説いたします。

- 「リースに関する会計基準(公開草案)」等の内容
- 一 会計基準開発の経緯、会計基準(公開草案)の概要、適用範囲、適用時期
- 一 リースの識別、リース期間、重要性
- 一 借手のリース、貸手のリース、サブリース、開示、その他の改正予定の論点
- 会計基準の改正が実務にもたらす影響、今後の実務対応として必要なこと
- 一 業績、財務構造や財務指標への影響、管理会計への影響
- ─ 契約管理等に関する内部統制、情報システム管理、グループ展開上の影響 [○○]
- 契約にリースが含まれるか否か(リースの識別)の判断のポイント
- 一 リース期間の決定の判定のポイント など

会場スペースの都合上、ご参加いただけるのは <u>先着 96名様</u> の限定となります。 関心の高いテーマであることから、お早めにお申し込みください。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ち申し上げます。

敬 具